

「歯科健康診査」のご案内

目的

- 歯の病気の早期発見・早期治療をしていただくため実施します。
 • 現在治療中もしくは定期的に治療・健診の予定がある方は「歯科健康診査」の申込みをする必要はありません。

対象者

全被保険者（組合員・家族）

- 令和4年5月1日現在で被保険者資格を有している被保険者
- 申込みの時点で組合の資格を有していても、健診を受ける時に組合の資格を喪失している場合は、受診できません。

内容

歯の健康診断です。
 口腔診査(虫歯、歯茎、歯垢、歯石チェック)をします。

受診できる歯科医院

都道府県の歯科医師会に所属している歯科医院（対象医）です。

費用

歯科健康診査費用のお支払いはありません。
 (歯石除去などの治療を行った場合には自己負担が発生します)

※ただし、歯科医師会との契約外の県*で健診を受けられる場合は、いったん歯科医院に健診費用を支払っていただき、後日建設連合国保組合に請求手続きをしていただくことになります（3,000円+消費税までの実費を補助します）。

*契約外の県

青森県、山形県、秋田県、福島県、群馬県、神奈川県、新潟県、長野県、島根県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、長崎県、沖縄県

申込方法

左側の返信用ハガキに必要事項を記入のうえ7月8日までに、お送りください。（必着）

歯科健康診査受診の手順

保管用

申し込み



申込締切 令和4年7月8日必着

「歯科健康診査」申込みハガキに必要事項を記入のうえ、お送りください。

確認



令和4年8月下旬～9月

申込みをされた方に、〔受診のお知らせ〕など受診に必要な書類を封書にて郵送します。

- 10月になつても届かない場合は歯科医院へ予約をせずに、裏面の連絡先までお問い合わせください。

予約



令和4年9月～11月

〔受診のお知らせ〕に同封の受診医院リストの中から受診する医院を選び、電話などで直接予約を入れてください。

歯科医師会との契約外の県*で健診を受けられる方は、左記の費用欄の太枠内をご覧ください。

- 受診医院リストと違う地域（都道府県）で受けることはできませんのでご注意ください。

受診



令和4年9月～11月

〔受診のお知らせ〕に同封の書類一式（健診票など）を持参して受診してください。

- 治療行為があった場合は自己負担が発生します。

（歯石除去、レントゲン撮影など）